

高額な医療費がかかりそうなときは

**「限度額証」をご利用ください**

(限度額適用認定証)

たとえば

入院して高額な医療費がかかりそうなときは…

負担額 3割 **30万円**限度額証のご利用により、  
医療機関への支払いは自己負担  
限度額**8万7,430円\***

(差額ベッド代、食事代等の保険適用外の費用を除く)

手続きは？

医療費の支払い前にお手続きください！

「健康保険限度額  
適用認定申請書」  
を協会けんぽ愛知  
支部へ郵送受付から  
約10日後限度額証が  
届く

限度額証の有効期限は、申請書を受け付けた月の1日(資格を取得した月の場合は、資格取得日)から最長で1年間の範囲内です。申請書受付日より前の月から有効な限度額証の作成はできません。日程に余裕をもってご申請ください。

※自己負担限度額は総医療費や所得によって異なります。「限度額証」を提示しなかった場合は「高額療養費」の申請によって、申請からおおよそ3・4か月後に払い戻しを受けることができます。



通院(薬局)でも  
「限度額証」が  
利用できます



限度額証の詳細はホームページをご覧ください

協会けんぽ 医療費が高額になりそうなとき

検索

マイナンバーカードで  
各種手続きが  
便利・簡単に！

マイナンバーカードを健康保険証として利用できる医療機関等では、「限度額証」がなくても、自己負担限度額を超える支払いが免除されます。

まだ、マイナンバーカードの健康保険証利用のお申し込みがお済みでない方は、是非ともこの機会にお申し込みをお願いいたします！

マイナンバーカードの健康保険証  
利用申し込みについてはこちら  
(外部リンク)



# 協会けんぽから

## 「医療費のお知らせ」をお送りします



24時間365日、AIが会話形式でご質問にお答えするチャットボットもご利用ください！

詳しくは  
コチラ



マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルでもご自身の医療費を閲覧できます。

詳しくは、マイナポータル（外部リンク）のホームページをご覧ください。



協会けんぽでは、健康の大切さについて関心を高め、健康管理の必要性をより一層認識していただくことを目的に、年に一度「医療費のお知らせ」をお送りしています。

<b>対象期間</b> (掲載している 診療期間)	主に令和4年10月診療分～ 令和5年8月診療分まで
<b>送付時期</b>	令和6年1月中旬から下旬にかけて 順次事業所様へ送付予定

### ご担当者様へのお願い

個人情報保護のため、お手元に届きましたら未開封のまま従業員の皆様にお渡しください。(医療機関の受診がない方など、一部の方には発送されない場合があります。)

※すでに退職された方の「医療費のお知らせ」が届いた場合は同封の返信用封筒にてご返送ください。



**Q** 「医療費のお知らせ」に記載されていない医療費があります。

**A** 特定の診療料を有する医療機関で受診した場合、医療機関等から協会けんぽへの請求が遅れている場合、レセプトの内容を審査中の場合等については記載されていない場合があります。

**Q** 「医療費のお知らせ」に記載されている受診期間が昨年\*と比べて1か月短くなったのはなぜですか。

**A** 医療費通知を可能な限り令和6年1月中に事業所様宛へお送りできるように、送付時期を早めたためです。

\*令和4年度発行対象期間:主に令和3年10月から令和4年9月診療分まで

### 「医療費のお知らせ」を確定申告の医療費控除書類として利用するとき

令和5年9月～令和5年12月診療分などの「医療費のお知らせ」に記載のないものについては、医療機関等からの領収書に基づき「医療費控除の明細書」に直接ご記入いただく必要があります。



詳細は国税庁ホームページまたは管轄の税務署にてご確認ください

### 協会けんぽ愛知支部の 年末年始営業日のお知らせ

令和5年  
年末 **12月28日(木) 17時15分まで**

令和6年  
年始 **1月4日(木) 8時30分から**